

国保のお知らせ

◆国保納付方法選択のダイレクトメールをお送りします

平成30年度の国民健康保険税を、4月以降、新たに年金からの特別徴収で納付予定の方に納付方法選択についてのダイレクトメールを送ります。

年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、1月31日(水)までに国民健康保険課または北部・南部出張所で申請ください。期日を過ぎた場合は、年金からの特別徴収の停止時期が6月以降となります。

◆申請に必要なもの①保険証②振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替を申し込む方のみ)

※現在、年金からの特別徴収で納付して30年度も継続予定の方は、29年度の国民健康保険納税通知書に金額が記載されていますのでご確認ください

国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎96331146

◆納税通知書をお送りします

平成29年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に



第37回最優秀作品

市制60 第38回ふれあいの日ポスター募集

〈内容〉テーマは「心と心をつなぐ 笑顔の輪」。B3判画用紙を縦に使用。色づけは色鉛筆以外、表現方法は自由。作品中に文字を入れないこと

〈対象〉市内在住・在勤・在学の方

〈申込み〉1月31日(水)まで(必着)に、作品の裏に住所・氏名(ふりがな)・年齢・所属団体または学校名と学年を記入し直接または郵送で下記へ

※応募作品は当日会場に展示し、入選作品はふれあいの日に行う式典で表彰します

問 障害福祉課(第三庁舎1階) ☎963-9164

納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を1月18日(木)に発送します。

国民健康保険課 ☎96331146

◆交通事故で国保・後期高齢者医療制度を利用する場合は必ず届け出をしてください

交通事故など、第三者の行為だけが病気になった場合でも、届け出をして認められれば国保・後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に保険者が立て替え払いをし、後から加害者に費用の請求をします。示談などの前に必ず国民健康保険課に届け出をしてください。

なお、加害者から治療費を受け取る、または示談などをする場合、保険給付ができない場合があります。

国民健康保険課▽国民健康保険に加入の方 ☎9633119154

▽後期高齢者医療制度に加入の方 ☎96331170

お知らせ

◆「ふらっと」おおぶくろを再開します

漏水事故の発生に伴う復旧工

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター

市では、地域包括支援センターを市内に11カ所設置しています。主な業務は、健康・福祉に関することや権利擁護についての相談、介護保険で「要支援1」「要支援2」と認定された方などの介護予防ケアプランの作成です。このほか、高齢者等がより暮らしやすい地域とするために関係機関とのネットワーク作りを行っています。

地域の高齢者の総合相談窓口として、お気軽にご相談ください。

各地区の窓口

名称	所在地	電話番号(048)	主な担当地区
桜井	桜井地区センター	970-2015	桜井
新方	新方地区センター	977-3310	新方
増林	増林地区センター	963-3331	増林
あいあい	大竹831-1	971-1077	大袋
荻島・北越谷	荻島地区センター	978-6500	荻島・北越谷
出羽	出羽地区センター	985-3303	出羽
蒲生	蒲生地区センター	985-4700	蒲生
川柳・大相模	老人福祉センター(ひのき荘内)	990-0753	川柳・大相模
おおさわ	東大沢1-11-13	972-4185	大沢
社会福祉協議会	中央市民会館2階	966-1851	越ヶ谷
南越谷	南越谷地区センター	999-6651	南越谷

問 各地域包括支援センター(上表のとおり)、地域包括総合支援センター(第二庁舎1階) ☎963-9163

事のため臨時休業していましたが、1月4日(木)から利用を再開します。

問 地域包括ケア推進課 ☎96331187

◆5月の日曜日分の野球場貸し出し(抽選)希望者の申し込みを受け付けます

因「まんまるよく」に登録している市内のチーム(登録はスポーツ振興課で申請を行う必要があります) 問2月1日(木)6日(火)に電子申請で申し込み。詳しくは市ホームページをご覧ください

ください 問 スポーツ振興課(第二庁舎4階) ☎9633119284

◆老人福祉センターくすのき荘3階部分の利用を休止します

空調設備の改修工事のため、1月4日(木)31日(水)に3階部分(教養娯楽室・男女浴室・多目的ホール・機能回復訓練室・娯楽室)の利用を休止します。

◆老人福祉センターひのき荘のお風呂の利用を休止します

脱衣室の補修工事のため、1月24日(水)25日(木)に男女ともにお風呂の利用を休止します。

◆離職中の看護職の方は届け出をお願いします

法律の改正により、看護職の資格をお持ちで、転居や出産育児等で離職し、就業していない方は、埼玉県ナースセンターへの届け出が努力義務になります

埼玉県看護協会ホームページ <http://www.nurse-saitama.jp/> の「とくけるん」から入力してください。詳しくは左記までお問い合わせください。

問 埼玉県ナースセンター ☎0486207339

◆競艇事業による収益が私たちの生活に役立っています

埼玉県都市競艇組合は越谷市が加入する組合で、戸田競艇場で開催する競艇事業の収益金を市で活用しています。

▽1月3月の開催日: 1月3日(水)8日(祝)、12日(金)16日(火)、24日(水)29日(月)、2月1日(木)5日(月)、8日(木)13日(火)、17日(土)21日(水)、27日(火)3月4日(日)、10日(土)13日(火)、16日(金)21日(祝)、25日(日)29日(木)

※郵は埼玉県都市競艇組合主催 問 財政課 ☎96331115

看護学生等に修学資金を貸与します

〈対象者と条件〉 次の①～④のすべてを満たす方20人程度(予算の範囲内)。

①看護師(准看護師は除く)または助産師の養成施設に在学している ②本人が市内に居住もしくは市内の養成施設に在学、または市内に居住している連帯保証人がいる ③養成施設を卒業した後、直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思がある ④他の修学のための資金の貸与を受けていない

〈貸与額〉 月額8万円以内(修学に要する額)。無利子

〈貸与期間〉 貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を終了する月まで

〈修学資金の返還猶予・免除〉 市内医療機関に勤務し

ている期間は返還を猶予します。また、勤務期間が貸与期間に相当する期間に達したときは、返還を免除します。ただし、卒業後直ちに市内医療機関で看護業務に従事しない場合や、途中で退学をした場合などには、貸与した修学資金の全額を返還していただきます

〈申込み〉 2月19日(月)3月16日(金)(土曜・日曜日を除く)、午前8時30分午後5時15分に申請書を直接地域医療課へ。詳しくは、1月4日(木)から市役所総合受付、保健センター、保健所、北部・南部出張所で配布する募集要項をご覧ください。募集要項は市ホームページからも印刷できます

問 地域医療課(東大沢1の12の1保健センター内) ☎973115625

市民農園の利用者を募集します

〈利用期間〉 平成30年4月～35年3月

〈対象〉 市内在住で、貸し付け条件を守り年間を通して除草など区画管理のできる成人の方(1世帯1区画、重複して申し込みできません。他の市民農園およびいきいき農園の利用者とその世帯の方は申し込みできません)

〈申込み〉 1月4日(木)～19日(金)(消印有効)に、往復はがきの往信面に住所・氏名・電話番号・希望農園名、返信面の宛先に郵便番号・住所・氏名を記入し農業振興課へ。市ホームページ「市民農園利用者募集」から電子申請でも申し込みできます。応募者多数の場合は、2月6日(火)、午前10時から市役所第三庁舎5階会議室6で公開抽選を行います。なお、区画の指定はできません。結果は応募者全員に通知します

〈募集農園〉 下表のとおり

農園名	所在地	面積	年間使用料	募集区画数
宮本町五丁目第3	宮本町5-63	約30㎡	5,000円	49

※農園に駐車場、水道設備、農機具の保管場所、ごみ捨て場はありません

問 農業振興課 ☎963-9193